介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書

○○　○○　(以下「利用者」という。)と　能代市○○地域包括支援センター（以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）について、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第１条 事業者は、介護保険法令の趣旨及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、適切な介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成し、かつ、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(契約の有効期間)

第２条 この契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から利用者の要支援認定の有効期間の満了日又は、総合事業のサービス提供期間までとします。

２　契約期間の満了日の７日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この契約は自動更新されるものとします。ただし、第７条に該当した場合は終了となります。

(ケアプランの作成)

第３条 事業者は、事業者に属する職員を担当者として指定し、ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとします。

２　担当者は、ケアプランの作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

（１）　当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

（２）　利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境

等を把握した上で、利用者及びその家族の意欲、意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

（３）　前号の課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。

（４）　利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載したケアプランの原案を作成します。

（５）　前号で作成したケアプラン原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けるものとします。

(ケアプラン作成後の便宜の供与)

第４条 担当者は、ケアプランの作成後において、次の各号に定める事項を遵守します。

（１）　ケアプランの実施状況の把握を行い、ケアプランの変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（２）　ケアプランに位置付けた支援の期間が終了するときは、計画の達成状況について評価します。

（３）　利用者及び利用者の家族との連絡を継続的に行います。

（４）　利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

(業務の委託)

第５条 事業者は、利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

２　利用者は、前項の規定に基づき委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

(料金)

第６条 事業者が行う介護予防支援等に要する費用は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）に記載した額とします。

２　事業者の提供した介護予防支援等に要した費用については、介護保険法第５８条第４項及び第１１５条の４５の３の規定に基づいて、事業者が受領（法定代理受領）する場合は、利用者の自己負担はありません。

３　前項の規定に関わらず、利用者の介護保険料の滞納額により、事業者が法定代理受領をできない場合は、介護予防支援等に要した費用について、利用者は厚生労働大臣が定める基準による額を負担することとします。

(契約の終了)

第７条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

（１）　利用者の要介護状態区分等が「非該当」又は「要介護」と認定された場合

（２）　利用者が転出し、能代市の被保険者でなくなった場合

（３）　利用者が死亡した場合

(利用者の解約権)

第８条 利用者は、この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２　利用者は、次の各号に支援者が該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

（１）　事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を

遵守せずにサービスの提供を怠ったとき

（２）　事業者が第１１条に定める守秘義務に違反したとき

（３）　事業者が故意又は過失により利用者及びその家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者の解除権)

第９条　 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

（１）　介護予防支援等の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（２）　利用者が故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(損害賠償)

第１０条　事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生したときは、速やかに利用者、その家族及び市の関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って、支援者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者又はその家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第１１条　事業者及びその職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たって知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らしません。

２　事業者は、事業者の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

３　事業者は、利用者又はその家族に関する情報を用いる場合、利用者又はその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の情報を用いません。

４　事業者は、第５条第１項の規定に基づき、介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合において、利用者又はその家族に関する情報の保持について必要な措置を講じます。

(記録の整備)

第１２条　事業者は、利用者に対する介護予防支援等の実施について記録を作成し、その完結の日から２年間保管します。

２　利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

３　事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合は、利用者に対し、直近のケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付します。

(苦情の処理)

第１３条　事業者は、その提供した介護予防支援等又はケアプランに位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。

(協議)

第１４条　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令に定めるところを遵守し、利用者、事業者が誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

利用者（サービス利用者） 住所　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　※自署または記名押印

（代理人）　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　※自署または記名押印

　　　　　　　　　　　　　　　　利用者との関係

事業者(能代市○○地域包括支援センター)

　　　　所在地